

指定管理者募集要項

さいたま市見沼ヘルシーランド

さいたま市 市民局 市民部 見沼ヘルシーランド

平成19年 7月 6日

さいたま市見沼ヘルシーランド指定管理者募集要項・目次

1	施設の概要	1
	(1) 名称及び所在地	
	(2) 施設の設置目的	
	(3) 業務内容	
	(4) 施設概要	
2	施設管理の基本方針	2
3	施設管理の条件	
	(1) 管理基準	
	(2) 指定管理者が行う業務の範囲	
	(3) 管理に要する経費	
	(4) 指定期間	
	(5) 指定管理者と市とのリスク分担の考え方	
4	申請の手続	6
	(1) 応募資格	
	(2) 応募の制限	
	(3) 提出書類	
	(4) 質問事項の受付	
	(5) 現地説明会の実施	
5	指定管理者の指定等	10
	(1) 指定管理者候補者の選定	
	(2) 選定に当たっての審査基準	
	(3) 指定管理者の指定	
6	指定管理者指定後の手続	11
	(1) 協定の締結	
	(2) 引継ぎ	
	(3) 業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項	
	(4) 事業報告等	
	(5) その他	
7	スケジュール	13
8	問い合わせ先	13

資料関係

- ・ 資料1「見沼ヘルシーランド建物平面図」
- ・ 資料2「見沼ヘルシーランド利用状況・収支明細等」
- ・ 「さいたま市見沼ヘルシーランド指定管理業務仕様書」
- ・ 様式 「さいたま市見沼ヘルシーランド指定管理者制度様式1～4」

さいたま市見沼ヘルシーランド指定管理者募集要項

さいたま市見沼ヘルシーランドの管理運営を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び「さいたま市見沼ヘルシーランド条例(平成19年条例第100号)」第12条の規定により、以下のとおり指定管理者の募集を行います。なお、「さいたま市見沼ヘルシーランド条例」は平成19年6月に改正され、平成20年4月1日に施行されるものですが、募集要項については、改正後の条例に基づき作成したものです。

なお、業務の詳細については、別添「さいたま市見沼ヘルシーランド指定管理者業務仕様書」等を参照してください。

1 施設の概要

(1) 名称及び所在地

名称 さいたま市見沼ヘルシーランド(以下「ヘルシーランド」という。)

所在地 さいたま市緑区大字大崎322番地1

(2) 施設の設置目的

市民の健康の維持及び増進のため、スポーツ・レクリエーション活動を推進し、市民の健康生活の形成に寄与する。

(3) 業務内容

ア ヘルシーランドの利用に関する業務

イ ヘルシーランドの施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ ヘルシーランドの自主事業の企画及び実施に関する業務

エ その他ヘルシーランドの設置目的を達成するために必要な業務

(4) 施設概要

施設構造 鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階建

敷地面積 7,320.00㎡

建築面積 1,044.34㎡

延床面積 3,363.33㎡

開館年月日 昭和62年10月2日

施設内容 地下1階 356.61㎡

空調機械室、ボイラー室

1階 975.31㎡

事務室、フロント、浴室(一般風呂・超音波風呂・ジェットバス・ぬるま湯・水風呂)

サウナ（高温・スチーム）、脱衣室（ロッカー男女各189人分）、トイレ、廊下

2階 945.98㎡

大広間（76.5畳・舞台・音響装置付）、配膳室、和室（15畳）、レストルーム（リ
クライニングチェア30脚）、マッサージ室、レストラン、廊下

3階 1,000.29㎡

温水プール（一般用20m×8.2m<4コース>、幼児用13.3m×3.3m ロ
ッカー男女各36人分）

アスレチックルーム（170㎡、エアロバイク6台他、ロッカー男女各12人分）

塔屋 85.14㎡

空調機械室

駐 車 場 116台

2 施設管理の基本方針

ヘルシーランドは公の施設であり、市民の健康の維持及び増進を図るための施設として設置されたものです。ヘルシーランドの設置目的を踏まえ、適正な管理に努めるとともに、施設の利用に際しては平等かつ公平な取扱いを行い、利用者の信頼に応える必要があります。

また、創意工夫のある各種自主事業の企画や効率的な運営を行うことなどにより、施設利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指す必要があります。

3 施設管理の条件

管理にあたっての条件については次のとおりとしますが、細目的事項については、協議の上、協定で定めます。なお、管理にあたっての条件を遵守しない場合、指定管理者の指定を取り消す場合があります。

（1）管理基準

ア 利用時間及び利用制限

さいたま市見沼ヘルシーランド条例第4条の規定に基づき、午前10時から午後8時30分まで利用できます。

なお、指定管理者は管理上必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができます。

イ 休業日

さいたま市見沼ヘルシーランド条例第3条第1項の規定に基づき、次に掲げるとおりとします。

- ・ 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)
- ・ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

さいたま市見沼ヘルシーランド条例第3条第2項の規定に基づき、管理上必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休業日を定め、又は休業日に業務を行うことができます。

ウ 関係法規等の遵守

関係法令、条例及び規則を遵守して、業務を実施してください。

エ 施設設備及び物品の維持管理

業務を行うに当たっては、利用者が快適に施設等を利用できるよう、適切な維持管理を行ってください。

オ 業務を通じて取得した個人に関する情報の取扱い

個人情報保護法及びさいたま市個人情報保護条例を遵守し、個人情報の取扱いについては、取扱いに関する内部規定を作成するなど十分に注意を払ってください。

カ 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、業務の一部について、予め市長が認めた場合はこの限りではありません。

キ 守秘義務

指定管理者は、業務の遂行に当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、他の目的のために使用してはいけません。指定期間終了後又は指定を取り消された後も同様です。

ク 情報公開

指定管理者が、業務の遂行に当たり、作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、さいたま市情報公開条例第25条の規定により、別途、情報公開に関する規定等を定めるなど適正な情報公開に努めていただきます。

ケ 非常時の対応

指定管理者は、事故や災害等が発生した場合には、現場の指揮による利用者の安全確保など必要な対応をとった後、速やかにさいたま市に報告してください。

サ 利用促進

さいたま市は、ヘルシーランドの利用促進のため、ヘルシーランドの情報を市のホームページに掲載します。

シ その他

- ・ 指定管理者は、業務の遂行に当たり、関係団体との連携・協力を努めてください。

- ・ 市が施設等を、災害の発生その他特別の事情がある場合に優先的に使用する場合は、指定管理者はこれに協力してください。
- ・ 施設における事故に備え「施設管理者賠償責任保険」に加入していただきます。

(2) 指定管理者が行う業務の範囲

ヘルシーランドのうち、指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるものとし、具体的な内容は、別添「さいたま市見沼ヘルシーランド指定管理者業務仕様書」のとおりとし、詳細については、協議の上、協定で定めます。

ア 施設の運営に関する業務

利用者の受け入れに関する業務

- ・ 利用の予約、受付、案内を行う。
- ・ 苦情の対する適切な対応、館内秩序を維持する。
- ・ 利用者ニーズの把握、快適なサービスの提供、効果的な広報・PRを行う。
- ・ 市の施策、地域の活動に精通するとともに、連携協力を図った運営を行う。

利用料金等の収受に関する業務

利用者の安全衛生を確保する業務

- ・ 施設建築物の整理、清掃を行う。
- ・ 設備、器具、備品の日常安全点検を行う。
- ・ 浴室、プールの水質・水温管理、給排水設備の水質管理を行う。
- ・ 利用者に対する安全監視、運動器具の使用及びトレーニング法の助言を行う。
- ・ 危機、緊急時に対する適切な対応を行う。

イ 健康づくり事業、自主事業の企画及び実施に関する業務

- ・ 初心者向けプール講習、トレーニング講習、健康ウォーキング会を実施する。
- ・ 施設の設置目的を達成するために必要な自主事業の企画、実施する。

ウ 施設の維持管理業務

- ・ 施設、設備、備品等の保守点検、維持修繕を行う。

(3) 管理に要する経費

ア 利用料金の設定

施設の利用に係る料金は、指定管理者の収入となります。なお、条例に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定め、利用料金の額を設定していただきます。

また、利用料金は、「さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料減免条例」により減額されるほか、さいたま市見沼ヘルシーランド条例第9条（利用料金の減免）の規定に基づき、必

要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができます。

イ 指定管理に係る指定管理料

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、市が支払う指定管理料、利用料金及び自主事業の収入によって賄うものとします。

指定管理料は4年間で426,130千円以内とし、指定管理料の額及び支払いの方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支計画書に基づき、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する協定において定めます。

天災その他特別の事由が生じたときは、指定管理者又は市は指定管理料の変更を申し出ることができるものとし、変更の額等については双方協議して定めます。

レストラン、マッサージ室、売店、自動販売機設置場所については、行政財産の目的外使用料を市に支払います。ただし、目的外使用料を支払った箇所での収益は、指定管理料の積算外とします。また、行政財産の目的外使用の対象箇所は、施設の設置目的の範囲内であれば、あらかじめ市と協議の上、指定管理者は用途を定めることができます。

ウ 区分会計の独立と管理口座

指定管理者は、本施設に係る収入及び経費について、団体自身の口座とは別の口座で管理してください。

エ 施設の修繕・改修工事

施設の損壊・不具合等は、日常安全点検業務の一環として、指定管理者の責任で発見・監視し、市に報告するものとします。市と指定管理者は、前述の報告、モニタリング調査、実地調査、事業報告書などに基づき、施設の水準を維持するための施設修繕・改修工事を行うこととします。なお、修繕費は後述のリスク分担表に基づき、市と指定管理者が負担するものとします。

オ 備品の取扱

市の備品は、無償で貸与します。

(4) 指定期間

平成20年4月1日から平成24年3月31日まで(4年間)

(5) 指定管理者と市とのリスク分担の考え方

協定締結にあたり、さいたま市が想定するリスク分担の主な例は次のとおりです。これは帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的考え方を示したものです。

リスク分担

種 類	内 容	負 担 者	
		さいたま市	指定管理者
法令等の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更		
周辺地域・住民及び利用者への対応	業務の内容、自主事業に対する地域、住民、利用者からの要望、苦情等への対応		
安全性の確保	施設の運営・維持管理に係る安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）		
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合		
	上記以外の場合		
応募の費用	応募に係る費用		
計画等の変更	市が策定する計画等の変更に関係する業務内容の変更に伴う経費の増		
引継ぎの費用	施設運営の引継ぎ費用		
事業終了時の現状復帰	指定管理期間の終了又は期間途中での業務廃止の場合における現状復帰等の費用		
事業の中止・延期	市の指示によるもの		
	指定管理者の事業放棄、破綻によるもの		
	大規模な災害等による事業中止		
自主事業	自主事業の実施に伴う苦情対応、損害の賠償		
維持補修	指定管理者の発意により行う施設・設備の改良、維持補修		
	市の発意により行う施設・設備の改良、維持補修		
	施設・設備の保守点検(法定点検及び日常のメンテナンス)		
	事故・火災による施設・設備の維持補修		
	天災その他不可抗力による施設躯体・設備の損壊復旧		
	経年劣化による施設・設備の維持補修(1件100万円未満)及び施設の管理上緊急を要する維持補修		
	経年劣化による施設・設備の維持補修(1件100万円以上)		
	法令の改正により必要となった施設躯体・設備の維持補修		

4 申請の手続

(1) 応募資格

- ア 指定期間中、安全かつ円滑にヘルシーランドを管理運営できる法人その他の団体(以下「法人等」という。)とし、個人での応募は不可とします。
- イ さいたま市内に事務所を置くまたは置こうとする法人等。
- ウ 類似業務の業務実績が5年以上ある法人等とします。
- エ 複数の法人等でグループを構成して応募する場合は、代表団体を定めて応募するとともに、当該グループの構成員は他のグループの構成員となり、または単独で応募することはできません。

(2) 応募の制限

次のいずれかに該当する法人等(グループの構成団体が該当する場合を含む。)は、応募者となることができません。また、協定締結までの期間に該当となった場合は、指定管理者としての資格を喪失したものとします。

- ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないもの
- イ さいたま市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- ウ 指定管理者の指定の取り消しを受けたことのあるもの
- エ 最近1年間の法人税、消費税又は地方消費税を滞納しているもの
- オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- カ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある法人その他の団体
- キ その代表者等(法人にあってはその役員(非常勤を含む。))及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。)が暴力団の構成員等である法人その他の団体

(3) 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を提出期間内に市に提出してください。

注意事項

- ・市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。
- ・提出後、書類の内容を変更することはできません。
- ・市に提出した書類は返却いたしません。

ア 提出書類

指定管理者指定申請書（別紙様式1）

申請者に関する書類

- （ア）団体概要（設立趣意、事業内容のパンフレット等）
- （イ）定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書（申請日前3ヶ月以内に取得したもの）又はこれに準ずる書類
- （ウ）法人等の決算関係書類（過去5ヶ年分の事業報告書、資金収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれに準ずる書類）
- （エ）法人等の予算関係書類（直近1ヶ年分の事業計画書、資金収支予算書又はこれらに準ずる書類）
- （オ）法人等の現在の組織及び職員体制に関する書類（就業規則、経理規定、給与規定等）
- （カ）法人税納税証明書及び消費税納税証明書
- （キ）役員の氏名、生年月日、住所を記載した書類
- （ク）保養施設又は類似施設の業務実績に関する書類（施設名称、所在地、収容人員、受託年数、受託業務の範囲、その他必要事項を記載）
- （ケ）グループによる申請の場合、構成員、責任の範囲等を定めた協定書と委任状等。

指定管理業務に係る事業計画書（別紙様式2）

以下の項目について、ヘルシーランドの設置目的を効果的、効率的に達成し、かつ、審査基準に沿った内容として提案してください。

- （ア）基本方針
見沼ヘルシーランドを管理運営していくに当たっての心構え、コンセプト（施設の目的を踏まえた上でのよりよいサービスの提供、より効果的、効率的な運営方針）
- （イ）現状認識(課題)、将来展望(解決策)等
見沼ヘルシーランドの現状認識と提案する事業計画の効果を踏まえた将来展望等
- （ウ）管理執行体制
施設運営業務、施設維持管理業務、健康づくり事業、自主事業を行うに当たっての業務体制（指揮命令系統が分かる組織図等）、人員配置、職員の研修計画。
- （エ）各業務別管理
利用者拡大、施設活用促進方策。利用者へのサービス向上、食事提供に関する考え方。健康づくり事業、自主事業の内容及び提案。安全衛生管理の徹底の方法。利用者からの苦情、トラブルに対する解決方法や体制。利用者等のニーズの把握とその実現方策の考え方。事業PRのための効果的な広報活動(ホームページを含む)の提案。施設及び物品の管理方法や管理計画、警備や清掃、保守点検についての提案。等
- （オ）収支予算
平成20年度管理運営経費の項目ごとの内訳。4年間の収支計画(利用人員予測を含む)
- （カ）利用料金に関する考え方
利用料金設定及び有料で自主事業を行う場合の料金設定等の基本的な考え方

(キ) 個人情報の取扱いについての基本方針

(ク) 危機管理体制

防災や防犯、その他緊急時の対応などについての具体的な体制及び対策

(ケ) その他

上記以外で見沼ヘルシーランドの設置目的を効率的、効果的に達成する方法等の提案

イ 提出部数

正本1部、副本(コピー可)10部及び電子データ(CD-ROM 格納)を提出してください。

(グループによる申請の場合は、(ア)から(ケ)までについては、構成団体ごとに提出してください。)

ウ 提出方法及び提出場所

申請書等の提出は、持参とします。

[提出先]

さいたま市役所市民局 市民部 見沼ヘルシーランド

〒336-0974 さいたま市緑区大字大崎322番地1

電話048-878-0901

エ 受付期間

平成19年8月2日(木)から8月10日(金)までの期間の午前10時から午後6時まで(休館日の8月6日(月)を除く)に、上記提出先へ持参してください。

(4) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間

平成19年7月10日(火)から7月19日(木)の午後6時までとします。

イ 受付方法

募集要項の内容等に関する質問書(別紙様式3)に必要事項を記入の上、電子メール又はFAXで提出してください。

[メールアドレス] minuma-healthyland@city.saitama.lg.jp

[FAX番号] 048 878 2417

ウ 回答方法

回答は平成19年7月24日(火)にさいたま市の見沼ヘルシーランドのホームページにおいて、公表しますので確認してください。

質問者名は表示しません。

募集要項の内容等に関する質問及びその回答は、その後の提案の内容や審査事項に反映されることから、上記以外の方法(電話、口頭等)による質問回答は一切行いません。

(5) 現地説明会の実施

現地であるヘルシーランドにおいて、次のとおり説明会を実施します。参加を希望する場合は現地説明会参加申込書(別紙様式4)に必要事項を記入の上、7月11日(水)午後6時までに電子メール又はFAXで申し込んでください。なお、現地説明会時以外に応募者が自ら現地見学を行うことは構いませんが、現地施設職員から直接説明を受けることはできません。

・平成19年7月12日(木) 午前10時~午前11時

ヘルシーランド事務室へ説明会当日9時50分までにお越しください。

5 指定管理者の指定等

(1) 指定管理者候補者の選定

ア ヒアリング等の実施

提出書類受付後に、必要に応じてヒアリング、プレゼンテーション、申請者が管理運営している施設についての現地調査等を実施します。

イ 審査選定委員会

さいたま市指定管理者選定委員会設置要綱に基づき設置したさいたま市指定管理者審査選定委員会(以下「審査選定委員会」という。)において、書面審査、ヒアリング等の結果を参考にして、事業計画や収支予算の内容、これまでの実績等をもとに審査し、平成19年10月上旬(予定)までに指定管理者の候補者を選定します。

ウ 選定結果の通知及び公表

選定結果は、平成19年10月中旬(予定)に全ての申請者に対して文書により通知するとともに、さいたま市ホームページにおいて公表します。なお、指定管理者の決定の公表等必要な場合においては、選外であった場合でも、応募者の名称及び審査における採点結果、順位等を公表する場合がありますので、ご承知おきください。

(2) 選定に当たっての審査基準

ア 施設の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できるものであること。

施設の設置目的の理解と現状認識

幅広い市民が利用しやすい管理運営方針、プログラム

利用者の意見(苦情を含む)を反映するための方策

イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

利用者拡大、施設活用の具体的な方策

利用者へのサービス向上、食事提供に関する考え方

効果的な広報、PR 計画

利用料金の設定

収支計画

独自の健康づくり事業、自主事業の提案内容

施設・設備の維持管理についての提案内容

ウ 事業計画書の内容に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

管理執行体制（組織、責任体系、本社フォロー体制）

安全・衛生・防災・防犯等の危機管理体制

利用者の苦情やトラブルに対する適切な対応

職員の配置、勤務体制

職員の研修体制

法人等の経営基盤が安定している

類似業務の業務実績

（３）指定管理者の指定

指定管理者の候補者の選定結果をもとに、さいたま市は、第１順位の候補者との協議を行い、協議成立後、指定管理者候補者として仮協定を締結します。その後、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、指定管理者として指定する議案をさいたま市議会に提案（平成１９年１２月定例会（予定））し、議決後に指定管理者として指定します。

６ 指定管理者指定後の手続

（１）協定の締結

指定管理者として指定された団体との細目の協議を開始し、さいたま市は指定管理者との協定を締結します。指定期間における基本的、包括的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごと（４月１日から翌年３月３１日まで）の実施事項を定めた「年度協定」を、締結します。なお、「年度協定」は、年度ごとに協議の上、更新します。

ア 基本協定

- ・ 指定期間に関する事項
- ・ 指定管理業務の範囲に関する事項
- ・ 指定管理業務の実施に関する事項

- ・ 備品類の扱いに関する事項
- ・ 指定管理料に関する事項
- ・ 指定管理業務の実施状況の確認に関する事項
- ・ 指定管理業務の実施に伴い保有する個人情報の保護に関する事項
- ・ 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- ・ 指定期間の満了に関する事項
- ・ 指定の取り消し及び指定管理業務の停止に関する事項
- ・ 緊急時の対応に関する事項

(2) 引継ぎ

指定期間の始期から円滑かつ支障なく指定管理業務が実施できるよう、前管理者と業務引継ぎを行うものとします。

(3) 業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合は、市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときには、市は指定管理者の指定を取り消すことができます。

イ 指定管理者の指定を取り消され、市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者は賠償の責めを負うこととなります。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、業務を遂行できるように、引継ぎを行うものとします。

(4) 事業報告等

ア 事業報告書

指定管理者は、事業報告書（月次、四半期、年間）を作成し、市に提出します。書式は、市と指定管理者で協議の上、定めるものとします。

イ 市による実地検査

さいたま市は、ヘルシーランドの管理運営に係る業務が適正に行われているか実地検査を実施します。主な検査項目は、協定や法令の遵守状況、個人情報保護、業務委託、人員配置、職員の育成、施設等の点検、市民の平等利用、市民等の要望や苦情への対応、サービス内容等とします。

(5) その他

指定管理者の議決について、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においては、ヘルシーランドに係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

また、指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

7 スケジュール

公募から指定までの主なスケジュールは以下のとおりです。

平成19年

7月 6日(金) 募集要項等配布開始(8月10日(金)まで)

7月10日(水) 質問受付開始(7月19日(木)まで)

7月12日(木) 現地説明会

7月24日(火) 質問事項に対する回答

8月 2日(木) 申請の受付(8月10日(金)まで)

10月 審査選定委員会による選定(予定)

選定結果通知及び公表(予定)

12月 市議会12月定例会における指定管理者の指定(予定)

平成20年

2月 指定管理者との協定締結(予定)

8 問い合わせ先

さいたま市役所市民局 市民部 見沼ヘルシーランド

〒336-0974 さいたま市緑区大字大崎322番地1

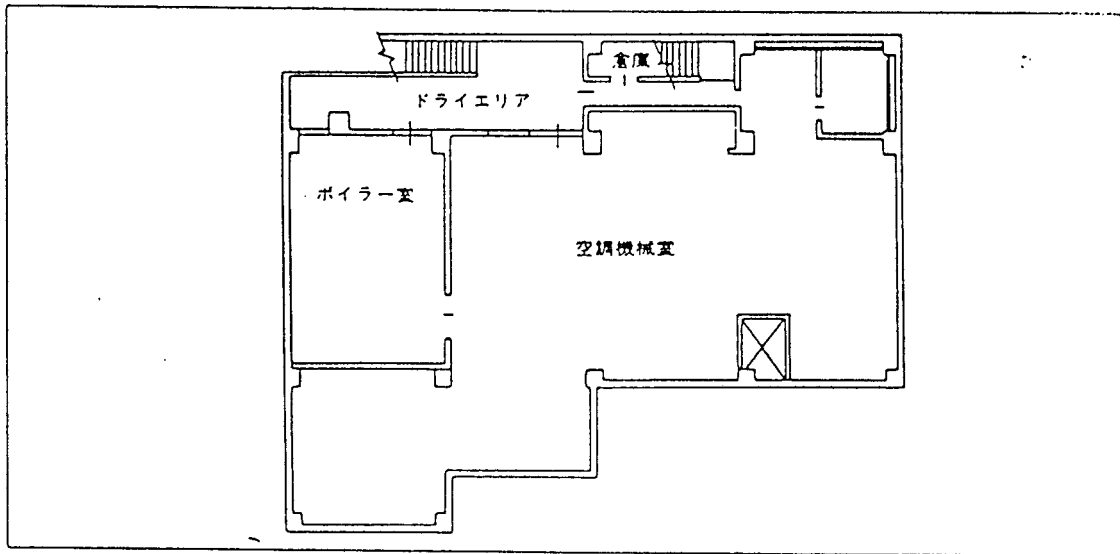
電話048-878-0901

[メールアドレス] minuma-healthyland@city.saitama.lg.jp

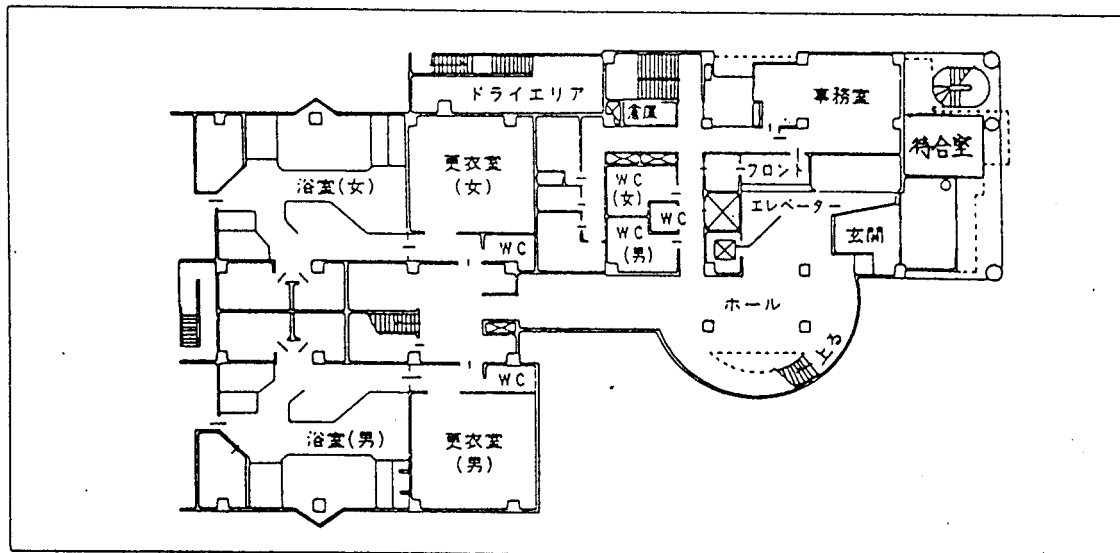
[FAX番号] 048 878 2417

見沼ヘルシーランド建物平面図

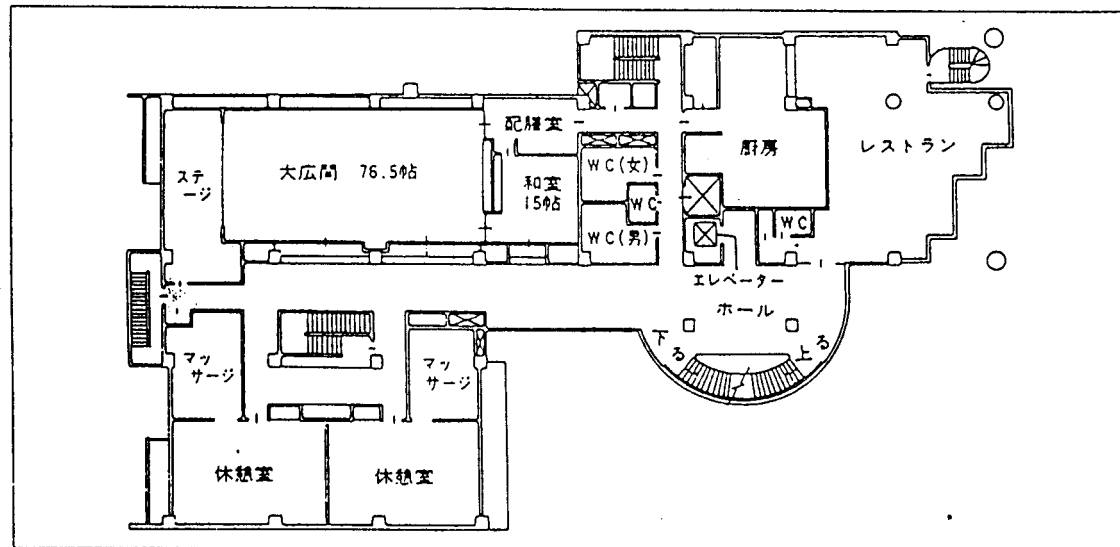
地階



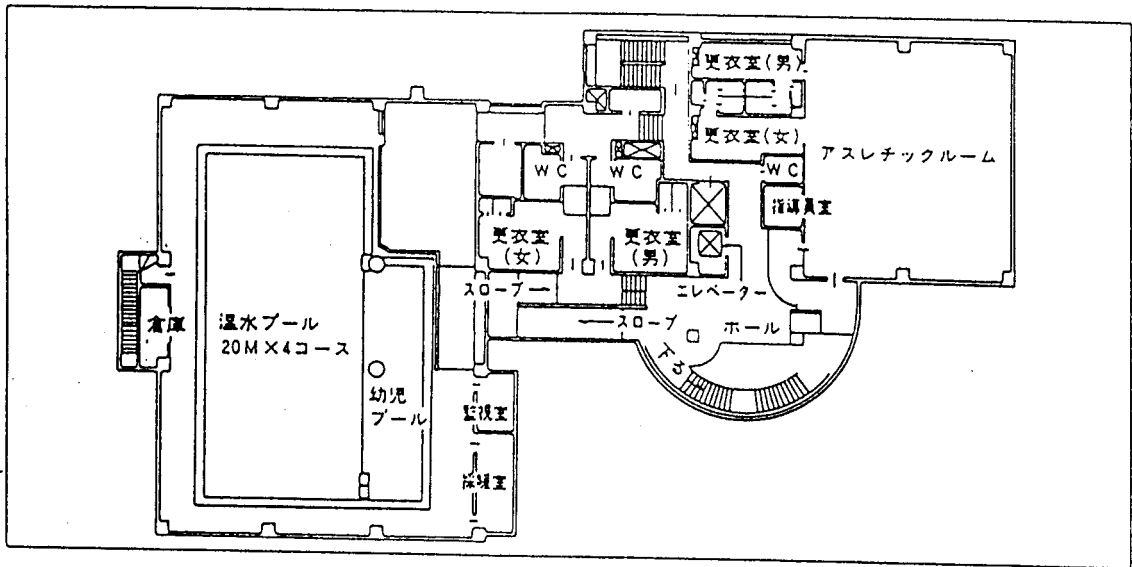
1階



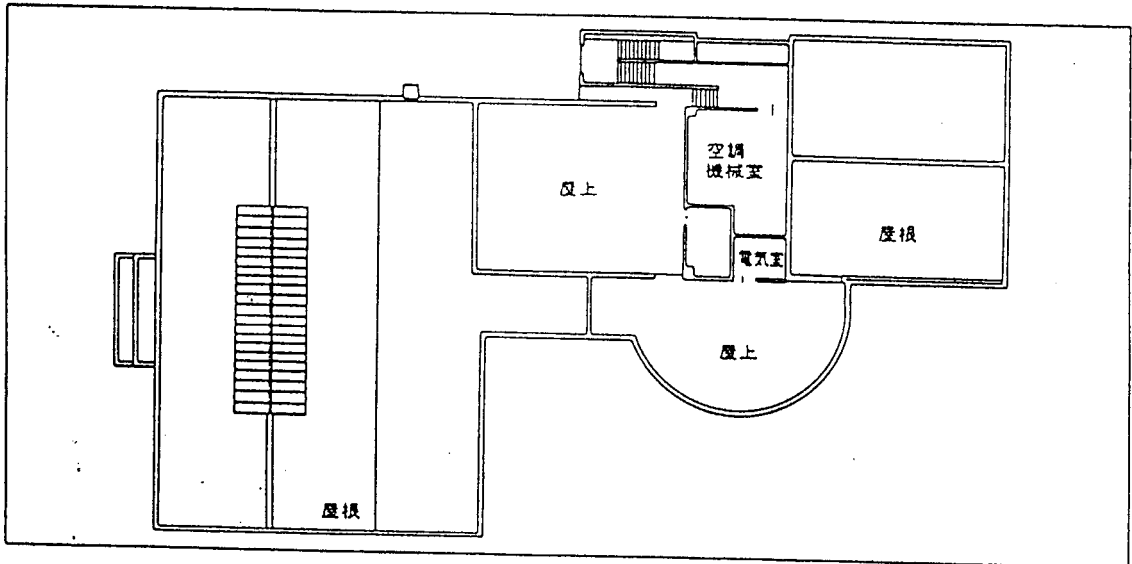
2階



3 階



塔屋



見沼ヘルシーランド管理運営費（市職員の給与費除く）

（単位：千円）

項 目	平成 1 6 年度	平成 1 7 年度	平成 1 8 年度
運営管理費 小計	169,498	157,755	119,082
旅費（調査旅費）	4	4	4
消耗品費（設備器材関係・事務用消耗品）	1,448	382	1,299
燃料費（A 重油；余熱施設定期点検時のボイラー） （プロパンガス；主にレストランで使用）	3,377 1,209	6,657 1,268	4,810 1,036
印刷費（パンフレット、回数券）	581	398	499
光熱水費（電気、水道） （うち、レストラン、マッサージ室分）	41,303 (3,359)	40,735 (3,426)	39,064 (2,903)
医薬品費	9	9	8
通信費（電話）	199	181	184
手数料（プール・風呂水質検査、椅子カバー洗濯）	796	743	579
委託料（内訳） （うち、運営管理業務委託料）	116,203 (114,891)	102,955 (101,884)	67,145 (66,150)
使用料（テレビ受信料、音楽著作権使用料）	188	188	189
賃借料（コンピュータシステム、通信カラオケ、複写機等）	3,402	4,235	4,256
備品購入費	770	0	0
公課費（自動車重量税）	9	0	9
施設維持管理費 小計	11,977	12,923	19,412
施設・設備修繕（50万円未満）	1,442	1,940	6,149
（50万円以上、100万円未満）	729	2,849	1,300
（100万円以上）	1,155	0	3,225
物品修繕	123	38	556
手数料（内訳）	1,145	1,083	1,500
委託料（内訳）	7,383	7,013	6,682
合 計	181,475	170,678	138,494

内訳

運営管理業務（清掃含む）、公共施設警備業務、コンピュータ保守点検業務、トレーニング機器保守点検業務、複写機保守点検業務、分煙器保守点検業務、

内訳

水質汚濁負荷測定、簡易専用水道管理検査、浄化槽定期検査、浄化槽汚泥引抜、重油タンク漏洩点検、建築設備定期検査（3年毎）

内訳

空調設備保守点検、冷温水発生機保守点検、浄化槽保守点検、雑用水再利用設備保守点検、プール循環浄化装置保守点検、自家用電気工作物保安管理、非常用自家発電設備保守、消防設備保守点検、エレベーター保守管理、自動扉開閉装置保守、構内電話交換設備保守、植栽管理

見沼ヘルシーランド利用状況 (16～18年度)

1 入館者数

区分	16年度			17年度			18年度		
	市内	市外	計	市内	市外	計	市内	市外	計
一般	38,296	472	38,768	20,935	347	21,282	19,140	187	19,327
(うち障害者)	3,982	175	4,157	1,349	149	1,498	1,073	26	1,099
シニア	-	-	-	28,432	360	28,792	33,434	162	33,596
(うち障害者)	-	-	-	2,765	110	2,875	2,794	6	2,800
小・中・高校生	5,265	59	5,324	5,043	57	5,100	5,167	31	5,198
(うち障害者)	298	4	302	297	5	302	245	2	247
幼児	2,274	15	2,289	2,190	32	2,222	2,382	17	2,399
計	45,835	546	46,381	56,600	796	57,396	60,123	397	60,520
1日平均	149	2	151	184	3	186	195	1	196

* 使用料改定に伴い、17年度から新たにシニア区分設けた

2 有料入館者、使用料収入

月	区分	16年度				17年度				18年度			
		営業日数 日	有料入館者 人	日平均 人	使用料収入 円	営業日数 日	有料入館者 人	日平均 人	使用料収入 円	営業日数 日	有料入館者 人	日平均 人	使用料収入 円
4		26	3,548	136	3,976,550	26	3,914	151	2,861,460	26	4,556	175	2,956,760
5		26	4,093	157	4,263,710	26	4,187	161	2,839,580	26	5,094	196	3,369,850
6		26	4,034	155	4,348,270	26	4,481	172	3,059,570	26	4,785	184	3,107,510
7		27	5,096	189	5,352,900	27	5,774	214	3,979,970	26	6,372	245	4,296,830
8		26	5,070	195	5,505,610	26	6,473	249	4,542,260	27	6,408	237	4,337,580
9		26	4,051	156	4,620,700	26	4,992	192	3,369,560	26	4,844	186	3,229,920
10		27	3,483	129	3,762,110	26	4,557	175	2,923,300	26	4,320	166	2,835,060
11		25	2,783	111	3,581,010	26	3,857	148	2,219,710	26	4,166	160	2,630,190
12		24	2,478	103	2,678,080	24	3,663	153	2,226,490	26	3,615	139	2,195,760
1		24	3,238	135	3,773,250	24	4,499	187	2,913,730	24	4,635	193	3,002,340
2		24	2,996	125	3,197,650	24	4,295	179	2,760,210	24	4,565	190	2,870,310
3		27	3,222	119	2,956,160	27	4,482	166	2,972,070	27	4,761	176	2,976,020
計		308	44,092	143	48,016,000	308	55,174	179	36,667,910	308	58,121	189	37,808,130

使用料改定 (1,260円 1,050円、 60歳以上、小・中・高校生520円)

見沼ヘルシーランド有料入館者数と使用料収入の推移

年度	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
有料入館者数	91,024	101,312	101,452	99,269	97,122	93,240	81,708	81,339	75,722	75,274	55,748	62,505	58,342	49,283	44,092	55,174	58,121
使用料収入	102,391	114,891	115,650	113,962	109,205	105,979	93,654	92,195	86,958	85,976	62,522	70,514	65,209	53,938	48,016	36,668	37,808

